

商品概要説明書

新フリーローン（株式会社ジャックス保証）

2024年4月1日現在

商品名	新フリーローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	当 JA の組合員（准組合員含む）・役職員（関連会社役職員含む）で以下の条件を満たす方。 ○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。 ○ 借入申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下（完済時年齢満 70 歳以下）の方。 ○ 安定・継続した収入の見込める方。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。 ○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 原則、自由 但し、事業性資金は除く
借入金額	○ 10 万円以上 300 万円以内（1 万円単位）
借入期間	○ 6 か月以上 8 年以内（1 ヶ月単位）
借入利率	【変動金利型】 ○ お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 ○ お借入後の利率は、4 月 1 日及び 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
返済方法	(1) 毎月元利均等返済 (2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用 ※但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とする
保証料率	○ 年利 2.00%の固定方式とする。
担保	○ 不要です。
保証人	○ 当 JA が指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 但し、株式会社ジャックスの判断により必要とする場合があります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 JA バンク相談所

	<p>(電話：023-634-8234)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県JAバンク相談所にお申し出下さい。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAてんどう